

令和7年第5回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和7年5月9日（金） 午後1時30分

2 閉会 令和7年5月9日（金） 午後3時40分

3 場所 総社市役所6階 会議室602, 603

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理（農政担当）	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎（農地担当）	4番 定井 正雄（会長）
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正（会長代理）	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	武田 治紀
海野 宏道	大森 安男	澁江 隆司	竹内 功次	赤木 謙介
長代 悦和	劔持 孝明			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 石川 浩二 主任 新谷 紗季子 主事 角田 祥

7 議事録署名委員

3番委員 5番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第19号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第20号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和7年第5回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名、そして農地利用最適化推進委員が12名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、3番委員、5番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第19号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第19号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主事) 【議案第19号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号1番】

(農地担当) それでは1番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員) この案件ですが、渡人は農地を処分したいことから受人に相談し、譲渡することになりました。この農地は以前から受人が渡人から借りて耕作をしておりました。引き続き野菜を栽培する予定です。農機具もトラクター、軽トラなど所有しています。地元としては特に問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

(農地担当) 赤木委員、補足はありますでしょうか。

(赤木委員) 補足はありません。引き続き審議をお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、採決いたします。1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号2番】

(農地担当) 続きまして2番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この申請地ですが、畑で、受人はいずれ隣地の宅地を購入して家を建てる予定です。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 受人は服部地区にお住まいということで、担当委員をお願いします。

(13番委員) 受人は現在、長良にご両親と子どもと住まれている、家庭菜園をしています。家族が多くなり手狭なので、今回、上林の宅地を購入して家を建てようとしています。申請地は現在、草が茂っています。農業は親に手伝ってもらって、家庭菜園をしようと思っているとのことです。意欲もあり、地元としては問題ないと思います。よろしくをお願いします。

(農地担当) 永野委員、補足はありますでしょうか。

(永野委員) 補足はありません。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。2番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、2番は許可されました。

【受付番号3番】

(農地担当) 続きまして3番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この件ですが、譲渡人は高齢で耕作が難しいので、同居している娘2人に2分の1ずつ贈与するものです。現在も野菜を作付けしており、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。3番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、3番は許可されました。

【受付番号5番】

(農地担当) 続きまして5番、八代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員) 渡人は若い時から●●県に住んでおり、この申請地は地元の人に作ってもらっていましたが、その方も高齢のため耕作が続けられなくなったため、その耕作者を通じて今回の受人に話がいったようです。受人の住所は倉敷市になっていますが、八代に空き家を買われていつでも住める状態になっており、その周囲にかなりの面積の農地を持っておられます。ほとんどは果樹ですが、農機具類もほとんど八代に置いています。申請地は水田でしたが、受人は取得後、陸稲をしてみたいという話でした。耕作をしていくということで、何も差し支えることは問題ないだろうと考えておりますのでご審議の程をお願いします。

(農地担当) 澁江委員、補足はありますでしょうか。

(澁江委員) 1点補足しますと、受人が既にお持ちの農地と続きの田になります。集積の観点と作業効率の観点からも特に問題はないと考えますので、審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、採決いたします。5番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号6番】

- (農地担当) 続きまして6番、福谷の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (8番委員) この案件ですが、渡人が高齢で労働力不足ということで、渡人に譲り渡すというもので、申請地は受人の自宅のすぐ隣にある畑で、今、保全管理状態のものです。受人は野菜や水稲をされていますが、イノシシの被害が多いところは保全管理状態になっておりますので、取得地については耕作するよう伝えています。地元としては問題ないと思います。
- (農地担当) 大森委員、補足はありますでしょうか。
- (大森委員) 先ほど説明があったとおりですが、農業機械も一式もっており、現地の畑も十分管理していけるということですので、審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。6番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、6番は許可されました。

【受付番号7番】

- (農地担当) 続きまして7番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (15番委員) 渡人は以前山田に住んでおり、山田に空き家を持っておりますが、空き家、農地を全部処理したいということで、空き家のすぐ隣に住んでいる受人に相談して、申請地の売買が決まりました。受人はなすを栽培していますが、4月末に会社を退職しており、既になす組合に所属されています。許可後はなすを植え付けしたいということです。農機具もトラクター、軽トラを持たれており、場所も自宅のすぐ近くです。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) 赤木委員、補足はありますでしょうか。
- (赤木委員) 補足はありませんが、若い人が山田で農業を始めることを非常に喜んでいます。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。7番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、7番は許可されました。

【受付番号 8 番】

(農地担当) 続きまして 8 番, 山田の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(1 5 番委員) この案件ですが, この渡人も先ほどと同じ方です。受人は●●農園の看板を掲げて手広く農業をされており, 農機具も多く所有されています。地区の水利組合の組合長をされており, 地域のために活動されています。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 赤木委員, 補足はありますでしょうか。

(赤木委員) 補足はありません。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。8 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 8 番は許可されました。

【受付番号 9 番】

(農地担当) 続きまして 9 番, 福井の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(3 番委員) この案件ですが, 当該農地は十二箇郷用水の北で, 小寺と福井のちょうど境目辺りの農地です。住宅地と水田地の境目に位置するところでございます。詳しくは推進委員よりお願いします。

(茅原委員) 渡人と受人の関係は, 近所で同級生ということでございます。渡人はもう耕作はされておりませんので, 当該農地も作付けされてない状態だったところ, 売買の話がまとまりまして, このたび受人が購入しようというものです。受人の耕作面積は 0 となっておりますが, これまでは父の手伝いをしておりまして, 実際には 30 年以上の作業経験がございます。父は小寺や福井を中心に広く耕作をされておりました。近年は高齢により耕作面積は減りましたが, それでもまだ 2 町ぐらいされております。受人も勤めの傍ら精力的に手伝ってこられまして, 今後も継続して行っていくということです。機械も多く所有されておりますし, 特段の問題もありません。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。9 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 9 番は許可されました。

【受付番号１０番】

- (農地担当) 続きますして１０番，清音軽部の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。
- (１２番委員) この案件ですが，申請地は清音駅近くで，非常に細長い田ですが，渡人は高齢であり，今回，隣地を耕作している受人に話があり引き受けたというものでありまして，何ら問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。１０番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め，１０番は許可されました。

【受付番号１１番】

- (農地担当) 続きますして１１番，久代の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。
- (１１番委員) この案件ですが，この土地は今は畑ですけれども，実際には受人が１０年前から借りて作っているところで，渡人の方から高齢なので買ってほしいということで，今回話が合ったものです。申請地のすぐ南と西に受人の田があり，自宅からも近いので今回このような話になりました。受人は主人とお母さんと一緒に農作業をされていますので，今後も畑として利用していただけるものと思っております。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) 竹内委員，補足はありますでしょうか。
- (竹内委員) 受人はご家族で農業を頑張っておられて，段々と耕作面積も広がっていて，機械等もたくさん持っていらっしゃるので全く問題ないと思いますので，審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。１１番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め，１１番は許可されました。

【受付番号１２番】

(農地担当) 続きまして12番, 西郡の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが, 渡人と受人はいとお同士ということです。渡人が農業をやめるということで, いとこである受入へ贈与というものです。申請地の近隣の農地を耕作しており, 増反を希望しているため, 今回, 所有権移転しようとするものです。地元としては問題ないと思いますが, 詳しくは剣持委員より説明をお願いしたいと思います。

(農地担当) それでは剣持委員, お願いします。

(剣持委員) 受入に話を聞かせてもらったところ, 渡人が農業をやめるので, いとこの受入にお願いしますと話があったということでした。現地を見に行くと, トラクターが入るのも難しいような場所で, 隣に受入の農地があるので, 受入が管理するのがいいのではないかということで話が이었습니다。現場は既に除草もされていてきれいになっておりました。トラクターも入らないので, 果樹をされると聞いております。仕事も定年されて, 再雇用で何日か仕事に行っている状況なので, 農作業のほうも全然問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 12番は許可されました。

【受付番号14番】

(農地担当) 続きまして14番, 窪木の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが, 申請地は30年ぐらい前に, 渡人の父が, 受入の妻のお父さんに貸して, その人が作られていた土地ということでして, 現在は2人とも亡くなっております。30年ぐらい前からずっと家庭菜園をされておまして, 渡人は今●●県のほうにお住まいで, 父親から譲り受けた土地であるということで, 今後もこちらに帰ることもなく, 土地の管理ができないということで, 今作っている受入に譲りたいということであります。永野委員と現場を見にいきましたところ, たまたま受入の母が畑仕事をされておまして, きれいにトマトとかきゅうり, なす等を植えられてきれいに管理されておりましたので, 何も問題なくこれからも作ってもらえると思いますので, 審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 永野委員, 補足はありますでしょうか。

(永野委員) 補足はありません。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

- (農地担当) それでは採決いたします。１４番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、１４番は許可されました。

【受付番号１５番】

- (農地担当) 続きまして１５番、山田及び新本の件です。２地区にまたがっておりますので、まず、山田の委員さんから説明をお願いいたします。
- (１５番委員) この案件ですが、山田の地区にこの受入が入ってくるのは初めてのことです。久代の方まではされているようですけど、申請書を見ますと、結構な面積の農業をされているようで、売上等を見ても何も言うことはないと思いますのでよろしくお願いします。
- (農地担当) それでは赤木委員、補足はありますでしょうか。
- (赤木委員) 補足はありません。審議の程よろしくお願いします。
- (農地担当) それでは続きまして、新本地区の委員さんお願いします。
- (１４番委員) この申請地につきまして、渡人が農業廃止ということでございまして、農地を保持してくださる方を探していたら、総社市でも広く農業を行っている受入が受けてくださるということで出てきたものです。新本の畑につきましては、今現在、栗・柿等が栽培されておりまして、これを保持しながら、販売もしていきたいということですし、また、田につきましては、地域との協力を得ながら管理していくとのことでもあります。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。
- (農地担当) 長代委員、補足はありますでしょうか。
- (長代委員) 補足はありません。審議の程よろしくお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (１２番委員) 耕作面積はすでにこれだけされているのですか。
- (農地担当) 事務局、お願いします。
- (主任) はい。記載のとおり、これだけ耕作されております。
- (１２番委員) 分かりました。
- (農地担当) これに関連しまして、今回の案件につきまして、受入は他の地区でも営農されておりまして、三須・服部・久代地区等の委員にも調査していただいております。何かありましたら発言をお願いいたします。
- (農地担当) 問題なしということでもいいでしょうか。他に何かご質問等ございませんでしょうか。
- (農地担当) それでは採決いたします。１５番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、１５番は許可されました。

【受付番号16番】

(農地担当) 続きまして16番、富原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員) この案件ですが、場所は神在小学校の南道路の集落の西の端で、申請地の2筆は見た目には一体となっております。元は田でしたが、渡人の娘が帰ってきて家を建てる予定で、現在は道路と同じ高さに埋め立ててしまっていて、その後耕作もなにもされず今に至っています。10年以上は経っているものと思われます。この土地は今まで小学校の行事等の際に駐車場として使われるという状態になっていたところですが、もう農地という形状はありませんでした。渡人はもう耕作する意志がないということで受人に話をしたということで、もともと2人は会社で同僚であったという関係で話をしたところ、受人が買ってもいいよという話になったようです。金額的にはまだはっきり決まってないという話ですが、売買であることは間違いありません。受人は●●市在住で、自宅の隣にある自作地で畑を耕作していましたが、山際で4年ほど前からイノシシによる被害により耕作できなくなっていたところ、今回、知人である渡人から話があって、野菜作りがしたいということで話がまとまったようです。申請地は先ほど申し上げたような状況で、現在は南の方だけ一部耕してありましたが、まだ何も作付けしているようには見えませんでした。心配なのは、距離があることと、まだ勤めをしていることからできるのかということですが、受人の言によれば、いままでの家の近所ではできなくなったので、喜んで作りに行きますという話でした。耕運機や草刈機は所有しており、今後仕事をやめたら軽トラックを買うつもりだという話もありました。水が必要であればポンプアップもできるということでした。意欲的ではあるので、拒む理由はないかなと思いますが、若干心配もありますので、許可になれば、今後は状況をよく見ていく必要があるかなと思っております。

(農地担当) 澁江委員、補足はありますでしょうか。

(澁江委員) 今回、判断が難しいと思っています。まず確認したいのが、この申請が有償扱いなのは間違いありませんが、この時点で金額が決まっていないのはいいのでしょうか。

(主任) 申請のあった時点では、金額が決まっていないということは聞いておりませんが、本件が許可になった場合には、許可書を発行する前には申請書に記入していただかなければならないと思っています。

(澁江委員) 分かりました。今回の取引は有償扱いなのですが、ここからは私が気になる点をお話しますが、今回の売買金額は結構高い金額になりそうです。渡人によると10aほどの田で●円を希望するという発言がありました。近隣より高い金額かと思います。これが1点目。2点目は、取得する面積が10aと、現在まだパート勤めという中で女性1名でするにはちょっと広いなど。自宅のすぐ隣にも5aあって、5aの田がイノシシ被害で満足にするのが難しい。写真で見る限りでは、確かにイノシシ被害で耕作を満足にするのは難しいかなという感じです。なので、今は耕作放棄のような状態、草枯らしで回りの農地に迷

惑をかけない程度に管理はされていますが、5 a ほどが耕作できていないという状態で、10 a が一人で、距離が離れたところにきてやっていただけるのかなということと、実際申請地が駐車場のよう踏み固められた土地です。本当にお一人で大丈夫かなということをお客様にお示ししたかった、これが2点目です。3点目ですが、本人は熱意があってやりたいというのは伝わってきたのですが、年齢が高齢になってきている中で、将来、10年先を見越した維持管理、どうするのかどうなるのかに全然考えが及んでないので、その点も含めて3点が気になっていて、皆様はどう判断されるかというのがありまして発言させていただきました。

(農地担当) この件につきまして、価格によっては売買が不調になる可能性はありそうだったかお聞かせいただけますか。

(主任) この案件が許可になったとして、その後価格の折り合いがつかずに売買が不調になることはあり得ますが、そこを見越して許可、不許可の判断を変えるということは考えられないです。もし不調になれば、取り止めの届けを出していただくようになります。

(農地担当) 金銭的なことで、そういったケースは起こり得そうでしたか。

(7番委員) 最終的にどうなりそうかは見当がつかないです。

(農地担当) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(14番委員) この土地は宅地として使用としていたところで、何十年も駐車場として使用して、本当に固まっている土地であり、これを耕して野菜を作るとするのは、機械的なものが相当必要です。1人でここから先が本当にできるのかと、本当にここを耕して野菜を植えるのか、もしくは果樹を植えるのか、その辺がはっきりしないとこれから先の高齢化してきた時点で本当にできるのかという点が疑問です。

(農地担当) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(3番委員) 一番心配なのは、できる地なのかどうかというところ。耕運機はお持ちのようですが、まずは重機ではがす作業が必要な土地かなというイメージです。まずは作ってみるという話にはなかなかいかない。

(7番委員) こちらとすれば色々心配はありますが、逆にこれが不許可という決定的な理由になるかどうかです。そうでない限りは不許可と言えないので、あとは見守るしかできないかなと思う。ただ、踏み固められた土地なので、なかなか畑というのは難しい状況ではあります。こちらとして心配なのは、不許可といえるのかということです。

(農地担当) 今、7番委員からお話がありましたように、確かにこれを非とする明確な理由はない、ただし不安があるという中で、地元の委員がどう思うかというのは一つ大事なところで、その中で非とするには明確な理由もしくは地元として反対する理由が必要かと思いますが、それがない場合は、まずは貸し借りで作ってみるというのを経てみてもいいのではないかなというのでも踏まえて考えたかどうかとは思いますが、明確な不許可とする理由がないので、これを許可とすると心配が残るなというのが正直なところ。かつ、金額も決まってい

ないというところで、非常に判断がしにくいと思っています。

(農地担当) 他にご意見ございませんでしょうか。

(大森委員) 審議をするときには、周りの条件、お互いの売買価格の折り合いがついているという前提のもとに、こういう審議をする手順が普通かなと思います。許可後に折り合いがつきませんでしたというのは手順が逆で、条件が調った後に審議するのが普通ではないでしょうか。先にそこを決めてもらうというのが一つと、この状態の土地を女性が一人でできるというのは普通におかしいかと、転売等を疑ってしまうところもあるので、まだ審議の土俵に上げるにはどうかなと思いますがいかがでしょうか。

(農地担当) まず、金額については、事務局が申請書を受付する段階ではそこは制限できないかなと思います。特に4, 5条の場合、転用許可後に資金繰りの関係で取下げというケースはわりとございます。そこが不透明だから申請は受け付けませんよとはできない。ただ、なるべく決まってから出してほしいというのはございます。次に転売等を疑ってみるときりがないのですが、とはいえリスク回避はすべきだと思いますので、許可、不許可はもう少し実態がはっきりしてからでもいいように感じます。

(8番委員) 仮に転売目的であろうと、農業をやる意志を見せられた場合に、農業委員会で否決するのは難しい案件になる。今回は決定せずに、色々確認を行って、流動化の方法も提案するなど面接案件にしてというのはどうでしょうか。

(主任) 過去にも審議後にそこは保留して、来月お呼びしようという案件はございましたので、そこは同じようにすることは手続上無理ではないです。

(8番委員) そういった手順を踏んでおいて、農業委員会としてもしっかり見ていますよという姿勢を示しておくことが必要。もし、宅地にするとすればここは農振はどうなりますか。

(主任) ここは元々、渡人が娘の家を建てようと転用許可を取っている土地なので、その時に農振の除外をしています。ただ除外はされていますが、1種農地になるので、他人の家を建てる目的で売買というのは難しい場所です。

(農地担当) 今のお話で、確かにしっかり話を聞いてみたいと思います。もう一点、この申請地の隣地の農地は普通の水田ですか。

(7番委員) 水田です。

(農地委員) 隣地への影響も考えて判断しないといけないので、それも踏まえて、一度関係者から話を聞くべきかなと思います。こういった場合、いったん保留して次回の総会にお呼びして聞き取りを行うことが多いのですが、今回はその前に現場でお話したいと思っています。特に非常に固い地面なので、ここでどうやって作る予定ですかという聞き取りがいるのではないかと考えております。その上で総会にお呼びしてお話を伺うかを改めて検討するという形が望ましいと思っておりますがいかがでしょうか。

(渋江委員) そうしていただければいいと思います。

(4番委員) 現場は見えていないが、現地は畑にならないように見えますね。

(7番委員) 見た目に砂利が引いてあるかといえばそういう状態ではないです。南が一部畑になっています。北側の地面はかなり締まっています。

(農地担当) 他にご意見がなければ、本総会ではいったん保留とさせていただいて、受人に連絡を取らせていただいて次回総会にお呼びする可能性も含め、現地でお会いさせていただくという段取りを取らせていただければと考えております。本総会では一旦保留とさせてもらえればと思いますが、事務局どうでしょうか。

(主任) では受人、渡人にその旨を伝えて、次回の総会にお呼びするかもしれない旨と、その前に現地でお話をということをお伝えさせていただこうと思います。

(農地担当) それではその方向で、16番については本総会としては保留とさせていただきます。

【受付番号17番】

(農地担当) 続きまして17番、総社の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件ですが、総社となっておりますが、金井戸と井手の境あたりでございます。詳しくは最相委員にお調べいただいておりますので、よろしくお願いします。

(最相委員) この土地は●●病院の西側になります。父が亡くなって長男が相続し、渡人となっておりますが、農業廃止するということで、21番の案件と同様に売りたいということです。申請地は、受人がこれまでずっと耕作していた土地で、そこに売るということです。特に問題となることはないと思います。審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、17番は許可されました。

【受付番号18番】

(農地担当) 続きまして18番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが、この土地は30～40年なにもされていない土地です。その南側の土地で受人がブドウを栽培されております。今回、渡人の希望により申請地をもらってこないかということで、現地を見に行きますと、既に耕運しており、ミカンを8本ほど植えてありました。盗まれてはいけないということで、周りから見えないように囲ってありましたが、木が大きくなったら、周りをきれいにするというので、地元としては何も言う

ことはございません。また、受人はこの周りでたくさんのブドウを作られておりますので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。１８番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、１８番は許可されました。

【受付番号１９番】

(農地担当) 続きまして１９番、福井の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(３番委員) この案件ですが、申請地は新しい１８０号沿いの農地でございます。この受人の申請はここ２年程頻繁に出てきておりますが、この農地の近辺、神明神社がございます。そのこの管理を受けている、受人が神主をしておりまして、その関係もございまして、神明神社の近隣を受けて管理をされている方でございます。今回もその周辺でございまして、小さい農地ではございますが、この近辺は今小刻みな筆になっている。実際は一元としてきれいに管理されておりますので、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。１９番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、１９番は許可されました。

【受付番号２０番】

(農地担当) 続きまして２０番、東阿曽の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(１番委員) この案件ですが、渡人は●●歳と高齢でありまして、現在、県外の方へ居住されております。そのため、所有されている農地を処分したく、今回の申請に至ったものでございまして、地元としては特別問題ないと聞いておりますが、詳しくは地元の武田委員からお願いしたいと思います。

(農地担当) 武田委員、補足はありますでしょうか。

(武田委員) 渡人とその家族は●●県に住んでおりまして、渡人本人も高齢で土地の管理ができない

ので現在、今回の受人となっている人に耕作してもらっていましたが、やはり高齢のため、田の権利も受人に変えて、今後の心配が無いようにしようと思っているようです。また受人は年齢も２２歳と若く、昨年は東阿曾で５町ほど稲作をして、近隣からの期待も大きく、本人もまだ規模拡大を望んでいるようなので心配ないと思います。審議の程よろしく願います。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。２０番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、２０番は許可されました。

【受付番号２１番】

(農地担当) 続きまして２１番、総社の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(３番委員) この案件ですが、先ほどの１７番の案件と関連がございまして、場所的にも近いところの案件でございます。詳しくは最相委員、よろしくお願いします。

(最相委員) 申請地は１７番の案件の川を挟んだ反対側、北側の土地になります。受人は●●病院の経営者で、農地は所有しておらず、あまり農業をしたことはないということなんですが、病院のすぐ近くなので妻と一緒に野菜を作りたいと。それから法人の職員の手伝いももらってやるということと、将来、その法人のデイサービスの一環として農業として使いたいということなので、放っておかれることはないと思いますし、周りにも悪い影響はないと思いますので、審議の程よろしく願います。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。２１番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、２１番は許可されました。

【受付番号２２番】

(農地担当) 続きまして２２番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(１１番委員) この案件ですが、受人は渡人の孫にあたります。同じ案件が今年の１２月にもありましたが、現在も渡人自身と息子さん、お孫さんと稲作をされております。受人は若い方なの

で、将来的にも農地を守っていただけるのではないかと考えています。機械も渡人が所有しており、積極的に取り組んでおられる家なので、将来的にも問題ないと思いますので審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますでしょうか。

(竹内委員) 補足はありません。審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、22番は許可されました。

【受付番号147番】

(農地担当) 続きまして147番、岡谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、受人と渡人の関係は親子です。受人は実家から車で30分ほどの●●在住の人で、子育ても一段落した10年ほど前から農作業や草刈り等の手伝いをされておりました。この度、両親が高齢化しているため、母親が所有している農地を贈与したいというものです。申請地には柚子を植えるということで、きれいにされておりました。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。147番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、147番は許可されました。

【受付番号4番】

(農地担当) 続きまして4番、久米の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) 受人は高校生のころまでは親の手伝いということで農業に従事しておりました。今回、水稻と野菜、果樹を小規模ながら栽培するというので賃借権設定での申請となっております。地元としては問題ないと聞いておりますが、詳しくは地元推進委員の海野さんをお願いしたいと思います。

(農地委員) 海野委員、お願いします。

(海野委員) 先ほどのお話の通りでありまして、10年程農業経験があるので引き続き農業をしたいということで聞いております。農業機械はお持ちではなくて、渡人からお借りすると聞いておりまして、現地もきれいに耕作されておりました。そのまま引き継ぐということで、地元としては、問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、採決いたします。4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、4番は許可されました。

それではここで少し休憩といたします。皆さんお戻り次第、審議を再開いたします。それでは休憩といたします。

【午後2時45分から午後2時53まで休憩】

【議案第20号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第20号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第20号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号1番】

(農地担当) それでは1番、上林の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、北にはビニールハウス、東が道路、南と西は宅地でした。特に周辺農地への影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) これまで申請地の北側の宅地を車5台分の自己用駐車場として使用していましたが、今回、その土地を売却することとなったため、駐車場が無くなるということで、その南側にある申請地を新たに自己用駐車場にしたいということで申請が出てきたものです。排水について駐車場なので浸透させます。汚水等も流出しないように留意するということです。土砂も流出しないように留意するということで問題ないと思います。周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1番は許可されました。

【受付番号2番、5条2番】

(農地担当) 続きまして、2番、三須の件についてですが、11ページ5条の2番と関連がございますので、一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 4条の方ですが、是正案件でして、周辺の状況ですが、北と南は宅地、東・西は水路となっております。特に問題はないと思います。5条の方ですが、周辺の状況は、南は宅地、北は宅地と農地、東・西は道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) 4条からいきます。こちらはいびつな形の境界でしたが、所有者がお互い話をされて、まっすぐな形で排水路を造られております。何ら問題ないと思います。是正の案件で、始末書もでております。生活排水につきましては出ません。日照、通風にも支障はありません。隣接地に土砂が流出することはありません。何ら問題はないと思いますので真偽のほどよろしく願います。5条の方ですが、こちらは息子が総社で分家住宅を建てるといふものです。進入路が一緒になっています。東側から出られないので、西の道路につながるものです。雨水につきましては、既存の排水路に流れるようにします。生活排水につきましては、合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないように留意することです。周辺営農に日照、通風に支障はなく、問題ないものと思われます。土砂についても擁壁を設置し、流出しないようにします。審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。なお、4条の2につきましては、是正案件のため始末書が添付されております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。4条の2番と5条の2番、これらを許可することにご異議あ

りませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【議案第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第 2 1 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) **【議案第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号 1 番】

(農地担当) 続きまして、1 番、窪木の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(7 番委員) 周辺の状況ですが、南北と東は宅地、西が水路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1 3 番委員) この案件ですが、申請地は奈良県にお住まいの方が所有されている、父から相続した土地で、総社市内に所有する不動産を整理するために出てきた案件で、受人は申請地の南に接する●●番●に自宅を建てて住んでおり、父親の代に家を増築した時に、申請地を●●番●と一体で宅地利用しておりました。今回、奈良県在住の渡人が総社市内にある不動産を整理していたところ、その無断転用が判明したので、是正を行うものです。始末書も出されております。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 長野委員、不足があればお願いします。

(永野委員) 補足はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第 2 種農地と判断しています。なお、本件につきましては是正案件のため、始末書が添付されております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。1 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、1 番は許可されました。

【受付番号3番】

- (農地担当) 続きまして、3番、福井の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、南は宅地、東は畑、北・西は田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (3番委員) この案件ですが、申請地は新たにできた180号バイパスの南側でございます。詳しくは推進委員の茅原委員にお願いします。
- (茅原委員) ここは元々、南北に長い長方形の田で、南から順に家が建ってきており、今回3件目ですが、日照、通風が若干気になるくらいで、その他営農上は何も問題は無かろうかとみています。隣接農地の耕作者とも話をしましたが、農地に影が増えるのであまりいい顔はされませんでした。かといって耕作上問題になるものではないと判断しております。よろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (4番委員) この件は、申請者が隣地の耕作者へあいさつをしているということで安堵しています。こういう案件があった場合、隣地の方々へあいさつをお願いしますというようなことをちょっと一言やっていただきたいと思います。
- (農地担当) 他に何かご質問等はございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。3番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、3番は許可されました。

【受付番号4番】

- (農地担当) 続きまして、4番、地頭片山の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 周辺の状況ですが、東は水路を隔てて道、北と西は田、南は水路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) この案件ですが、申請地は小学校の西側にある農地です。受入は市内のアパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、住宅を新築しようとするものです。

周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 市役所等の周囲おおむね500m以内の区域にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、4番は許可されました。

【受付番号84番】

(農地担当) 続きまして、84番、久代の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 周辺の状況ですが、南は道路、西は宅地、東は現況は畑、北は田ですが、何も作付けされていないようです。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、小学校のすぐ東ということで、最近になって5軒か6軒の家が立ち並んでいるところです。周辺営農に支障はなく、小学校も近く人口も増えるということで問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) 竹内委員、補足があればお願いします。

(竹内委員) 高齢化の進んでいる地域で、4月に自治会ができたばかり。地区に若い人が増えて、地元としては喜んでいる。周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。よろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。84番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、84番は許可されました。

【報告第１２号 農地法第３条の３の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第１２号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) **【報告第１２号 報告書について朗読】**

【報告第１３号 農地法第５条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第１３号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) **【報告第１３号 報告書について朗読】**

【報告事項】

(農地担当) ２１ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することいたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、３条関係が２１件、１件は保留、４条関係が２件、５条関係が５件でございました。以上で、日程第３についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第４その他に入ります。委員の方から何かありませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) **【閉会挨拶】** 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後３時４０分